

佐川町同窓会企画謝礼金交付基準

令和6年12月13日

1. 趣旨

この基準は、人口減少対策として、同世代の若者の交流を推進することにより、出会い、ふるさとへの関心、Uターン等の交流の機会を創出するため、町内で開催する同窓会の企画に対する謝礼金として、予算の範囲内において佐川町同窓会企画謝礼金を交付するものとし、当該謝礼金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 同窓会の要件

町長は、次に掲げる要件を全て満たす同窓会を開催する者に対し、謝礼金を交付する。なお、同一年度内にこの謝礼金の交付を受けて開催された同窓会に参加した者は、出席者数に含まないものとする。

- (1) 町内の飲食店で開催すること。
- (2) 出席者が町内の小学校、中学校の卒業年度の同窓生であること。ただし、小規模校で複式等の場合は、この限りでない。
- (3) 学級、学年単位で開催すること。
- (4) 出席者の総数が男女混合で10人以上、もしくは、卒業年度同窓生の約5割が出席すること。
- (5) 出席者の3割以上が独身者または県外に住所を有する者であること。
- (6) 開催日の属する年度の4月2日から翌年の4月1日までの間に達する出席者の年齢が21歳から34歳までであること。
- (7) 同窓会開催前に町が実施するセミナーへ参加すること。
- (8) 出席者に対して、町が提供するパンフレット等の配布及び周知を行うこと。
- (9) 町が実施するアンケート及び町の施策に関する情報発信に協力すること。

3. 謝礼金の額

謝礼金の額は、同窓会の出席者（来賓等を除く。）の数に3千円を乗じて得た額。

4. 謝礼金の交付申請

謝礼金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、同窓会開催予定日の概ね14日前までに、佐川町同窓会企画謝礼金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

5. 謝礼金の交付決定

町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、佐川町同窓会企画謝礼金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

6. 謝礼金の請求

当該謝礼金の交付の請求をするときは、佐川町同窓会企画謝礼金交付請求書（様式第3号）により町長に請求しなければならない。

7. その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。